

# 平成 30 年度全国高等学校総合体育大会鈴鹿市実行委員会

## 売店等運営要項

### 1 趣旨

この要項は、平成 30 年度全国高等学校総合体育大会三重県売店等設置基本方針及び平成 30 年度全国高等学校総合体育大会鈴鹿市売店等設置基本計画に基づき、平成 30 年度全国高等学校総合体育大会鈴鹿市実行委員会（以下「鈴鹿市実行委員会」という。）が平成 30 年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）鈴鹿市開催競技大会において会場区域内に設置する売店、展示ブース等（以下「売店等」という。）の管理、運営等について必要な事項を定めるものである。

### 2 出店申請

売店等の出店を希望する者は、平成 30 年度全国高等学校総合体育大会鈴鹿市実行委員会売店等出店申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、鈴鹿市実行委員会に申請を行うものとする。ただし、次のいずれかに該当するものは申請することができない。

- (1) 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去 1 年間に営業停止等、重大な処分を受けた者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 従業員として、暴力団員等を使用し、又は雇用している者

### 3 出店者の選定

鈴鹿市実行委員会は、出店者の選定に当たって、申請内容、会場の設置スペース、来場者のニーズ及び出店品目のバランス等を勘案し、大会運営に支障がないと認められる範囲において、適当であると認めたものを出店者として選定する。

また、鈴鹿市実行委員会は、地元の出店者を優先することとし、次の事項に留意することとする。

- (1) 営業経験及び実績が豊富で、信頼できること。
- (2) 平成 30 年度全国高等学校総合体育大会三重県開催基本構想に照らし、大会の出店者としてふさわしいこと。
- (3) その他、鈴鹿市実行委員会が特に認めること。

### 4 結果通知

鈴鹿市実行委員会は、出店申請を行った出店者に対して、平成 30 年度全国高等学校総合体育大会鈴鹿市実行委員会売店等選定結果通知書（様式第 2 号）（以下「売店等選定結果通知書」という。）にて選定結果を通知する。

## 5 使用料の納入

鈴鹿市実行委員会から売店等選定結果通知書により選定を受けた出店者は、使用料を所定の期日までに鈴鹿市実行委員会が指定する口座に納入するものとする。ただし、鈴鹿市実行委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

なお、振り込みに係る手数料は、出店者が負担するものとする。

## 6 使用料

使用料については、競技会場となる施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）が示す額とする。

## 7 出店許可

(1) 鈴鹿市実行委員会は、使用料の納入が確認できた出店者に対し、平成 30 年度全国高等学校総合体育大会鈴鹿市実行委員会売店等出店許可書（様式第 3 号）（以下「売店等出店許可書」という。）を交付するものとする。

(2) 出店者が、売店等出店許可書を受けた後、出店者自身の事情で出店を取りやめた場合は、鈴鹿市実行委員会は出店者に使用料を返還しないものとする。

## 8 施設の使用許可

鈴鹿市実行委員会は、競技会場区域内に売店等を設置しようとするときは、施設管理者の使用許可を受けるものとする。

## 9 販売品目

売店において販売を認める品目は、次によるものとする。

### (1) 食品

原則として売店で調理、加工を行わない次に掲げる食品で、容器包装等により衛生的措置が取られ、かつ食品表示法に基づく適切な表示がなされたものであること。ただし、(公財)全国高等学校体育連盟が契約するナショナルスポンサーによる制限を設ける場合がある。

#### ア 弁当類

食品衛生法に基づく許可を受けた施設等で製造されているもので、手ふきを添付し、早期喫食の呼びかけ等の表示が行われているもの。

#### イ パン類及び菓子、アイスクリーム類

食品衛生法に基づく許可を受けた施設等で製造されているもので、包装されたもの。

#### ウ 飲料水類（乳類を除く）

食品衛生法に基づく許可を受けた施設等で製造されているもので、密閉容器入りのもの。

#### エ 果実類

新鮮でカットしていないもの。

#### オ 土産食品

食品衛生法に基づく許可を受けた施設等で製造・包装されているもので、常温で保存できるもの。

### (2) 土産品

包装、内容、品質等において、土産品としてふさわしいもの。

- (3) スポーツ用品, 記念バッジ類
- (4) その他, 選手, 監督, 関係者及び一般観覧者等にとって必要なもの。

## 10 食品の販売

- (1) 食品を販売する売店の出店を許可するにあたっては, 設置場所, 保管方法, 取扱食品等について, 所轄の保健所と協議するものとする。
- (2) 食品の販売における食品衛生対策については, 平成 30 年度全国高等学校総合体育大会三重県食品衛生対策実施要領 (以下「実施要領」という。) 及び平成 30 年度全国高等学校総合体育大会鈴鹿市食品・環境衛生対策実施要項によるものとする。
- (3) 鈴鹿市実行委員会は, 食品を販売する売店に対し出店を許可したときは, 実施要領に規定する計画書を大会開催の 2 か月前までに, 所轄の保健所に提出するものとする。
- (4) 食中毒等, 販売した食品に起因する事項等が発生した場合は, 出店者の責任において, 誠意ある対応及び被害者への賠償等を行うこと。

## 11 売店等の開設時間

開設時間は, 原則として競技開始 1 時間前から競技終了 1 時間後までとする。ただし, 鈴鹿市実行委員会は, 競技の特性, 又は業務の実績等に応じて開設時間を変更できるものとする。

## 12 出店場所・規模

鈴鹿市実行委員会が指定する場所・規模とする。

## 13 経費負担

売店等の設置, 運営, 警備及び撤去等に要する一切の経費は, 出店者が負担するものとする。

## 14 遵守事項

出店者は, 次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 大会の主催者と協賛契約を締結している企業又は団体が有する権利を尊重すること。
- (2) 売店等には, 売店等出店許可書を掲示すること。
- (3) 販売品目は, 大会にふさわしい品位あるものとする。
- (4) 指定された場所以外での立ち売り, 呼び込み, 拡声器等を使用した販売行為を行わないこと。
- (5) 商品を不当な価格で販売しないこと。
- (6) 許可した販売品目以外の品目を販売しないこと。
- (7) 売店等及びその周辺の清掃は, 出店者の責任において行い, 発生した廃棄物は, 当日中に売店者において処分し, 常に環境美化に努めること。
- (8) 出店の権利を第三者に譲渡し, 転貸し又は売店等の管理運営を委託しないこと。
- (9) 接客にあたっては, 大会にふさわしい節度ある行動をとること。
- (10) 売店出店者及び売店従業員は, 名札等を着用すること。
- (11) 売店出店者及び売店従業員が次のいずれにも該当しないこと, 及び次のイからキまでに掲げる者が, その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第

2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 出店者，出店従業員若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し，又は便宜を供与する等，直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

(12) 売店等の設置，撤去，荷物の搬入，搬出の時期については，鈴鹿市実行委員会の指示に従うこと。

(13) 競技会場の付帯施設（電源等）の使用は原則として認めない。

(14) 商品及びテントの管理は，出店者の責任とする。

(15) 天候の悪化等の事情により，鈴鹿市実行委員会がやむを得ず，危険回避のために撤去命令を出した場合には，その指示に従うこと。

(16) 鈴鹿市実行委員会及び施設管理者の指示に従い，良識ある売店等の管理運営を実施すること。

## 15 許可の取り消し

鈴鹿市実行委員会は，出店者がこの要項に違反したとき，又は大会の運営上支障が生じるおそれがあると認められるときは，出店許可を取り消すものとする。この場合，鈴鹿市実行委員会は出店者に使用料を返還しないものとする。ただし，出店者の責めに帰さない理由により出店許可が取り消された場合はこの限りでない。

## 16 荷物の搬入・搬出

出店者は，荷物の搬入・搬出の時期等について，鈴鹿市実行委員会の指示に従うこととする。物品の搬入は，競技開始の1時間前までに終了させるとともに，搬出は，競技終了後に行うこと。

また，搬入車両については，原則として，1店舗につき1台とし，鈴鹿市実行委員会が指定する駐車場を利用し，運転席の見やすい場所に鈴鹿市実行委員会発行の「駐車許可証」を提示すること。

## 17 売店の撤去

出店者は，天候の悪化等の事情により，鈴鹿市実行委員会がやむを得ず，危険回避のために撤去命令を出した場合には，その指示に従うこと。

また，鈴鹿市実行委員会は，天災等により発生した損害については補償を一切行わない。

## 18 損害賠償

出店者が，施設等又は第三者に損害を加えた場合は，出店者が賠償の責を負うものとする。

## 19 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を鈴鹿市実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良(自然災害を含む。)等鈴鹿市実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を鈴鹿市実行委員会に請求することはできない。

## 20 原状回復

出店者が、施設等に損害を加えたとき、出店許可を取り消されたとき、又は出店許可期間が経過したときは、速やかに原状に回復し、鈴鹿市実行委員会の検査を受けなければならない。

## 21 管理責任

売店等における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、鈴鹿市実行委員会は一切その責を負わない。

## 22 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、鈴鹿市実行委員会が別に定める。

### 附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

平成 30 年度全国高等学校総合体育大会鈴鹿市実行委員会売店等出店申請書

平成 30 年度全国高等学校総合体育大会

鈴鹿市実行委員会 会長 末松 則子 様

(申請者)	所在地	〒
	名 称	
	代表者 職氏名	印
	代表者 生年月日・性別	
	電 話	

平成 30 年度全国高等学校総合体育大会において出店したいので、平成 30 年度全国高等学校総合体育大会鈴鹿市実行委員会売店等運営要項に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。  
記

1 競 技 名 \_\_\_\_\_

2 必要テント数 テント \_\_\_\_\_ 張 (1張：2間×3間)

3 出 店 期 間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで  
(平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 を除く)

4 添 付 書 類

- (1) 申請者の概要
- (2) 販売品目及び価格等一覧
- (3) 出店従業員名簿

※関係機関に対して、本要項「14 遵守事項」の確認のための照会を行います。

その際、個人情報(生年月日、性別)が必要ですので、御理解のうえ、必ず記入してください。

私(当社)は、私(当社)及び「添付書類3 出店従業員名簿」に記載する者が、現在又は将来にわたって平成30年度全国高等学校総合体育大会鈴鹿市実行委員会売店等運営要項「14 遵守事項の(11)アからキ」に規定する暴力団員等に該当しないことを表明し、確約いたします。

※上記にご同意のうえ、チェックボックスにチェック  を入れてください。

(様式第1号)

添付書類1

申請者の概要

(名称) \_\_\_\_\_

1 営業開始年月日	年 月 日
2 資本金(法人のみ)	万円
3 従業員数	人
4 営業の種類	
5 取得許可等の番号, 年月日 (食品衛生法上の営業許可を受けているもののみ)	
6 主要営業取扱品目	
7 備考	





(様式第1号)

添付書類3

出 店 従 業 員 名 簿

(名 称) \_\_\_\_\_

責任者等	職 名	氏 名	生年月日・性別	備 考
出 店 責 任 者				
食 品 取 扱 い 責 任 者				

※「出店責任者」は、備考の欄に緊急連絡先（携帯電話番号等）を記入ください。

※「食品取扱い責任者」は、食品を販売する場合に記入してください。

※関係機関に対して、本要項「14 遵守事項」の確認のための照会を行います。

その際、個人情報（氏名、生年月日、性別）が必要ですので、御理解のうえ、必ず記入してください。

様

平成30年度全国高等学校総合体育大会  
鈴鹿市実行委員会 会長 末松 則子

平成30年度全国高等学校総合体育大会鈴鹿市実行委員会売店等選定結果通知書

平成30年度全国高等学校総合体育大会において、平成30年度全国高等学校総合体育大会鈴鹿市実行委員会が運営する鈴鹿市開催競技会場内の売店等出店について、選定結果が下記の内容で決定いたしましたので通知いたします。

つきましては、選定しますにチェックがマーク付いている出店者は、平成 年 月 日 ( ) までに使用料の納入をお願いします。納入確認後、平成30年度全国高等学校総合体育大会鈴鹿市実行委員会売店等出店許可書を送付いたします。

記

1 選定結果  選定します ・  選定しません

2 選定理由

3 競技名 \_\_\_\_\_

4 テント数 テント 張 (1張: 2間×3間)

5 出店期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで  
(平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 を除く)

6 出店責任者

7 販売品目

8 使用料 \_\_\_\_\_ 円

平成30年度全国高等学校総合体育大会  
鈴鹿市実行委員会売店等出店許可書

\_\_\_\_\_ 様

平成30年度全国高等学校総合体育大会  
鈴鹿市実行委員会 会長 末松 則子 印

平成30年度全国高等学校総合体育大会の売店等出店を下記のとおり許可します。

記

- 1 競技名 \_\_\_\_\_
- 2 テント数 テント 張 (1張: 2間×3間)
- 3 出店期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで  
(平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 を除く)
- 4 出店責任者
- 5 販売品目
- 6 経 費 売店等の設置、運営、警備及び撤去等に要する一切の経費は、出店者が負担するものとする。
- 7 そ の 他 平成30年度全国高等学校総合体育大会鈴鹿市実行委員会売店等運営要項に定める事項を遵守すること。